

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年6月28日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

富士宮警察署長 成宮 康晴

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第200号

(2) 業務名

令和元・2年度富士宮警察署庁舎等清掃業務委託

(3) 業務場所

富士宮市城北町160番地

(4) 業務概要

庁舎等清掃業務

(5) 業務期間

令和元年8月1日から令和2年7月31日まで

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格「営業種目2」を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) この公告の日から開札までの期間に、庁舎等管理業務委託業者指名停止基準による指名停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 県内に営業所等を有すること。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 平成25年度以降に、公共施設の同種の庁舎等管理業務の委託を元請として施行した実績を有すること。

4 入札関係書類の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和元年7月5日（金）までの日（土曜日及び日祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒418-0062 富士宮市城北町160番地

富士宮警察署会計課

電話 0544-23-0110 内線 232

(3) 交付方法

上記(2)の場所において無償交付で直接行うものとする。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書等を令和元年6月28日（金）から令和元年7月5日（金）まで（土曜日及び日祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時までに上記4(2)の場所に提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年7月26日（金） 午後2時00分

(2) 入札執行場所

〒418-0062 富士宮市城北町160番地

富士宮警察署 1階会議室

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。また、落札決定に当たっては、令和元年8月～9月分に実施する業務については、100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満切捨）、及び令和元年10月～令和2年7月分に実施する業務については、100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨）の合計額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

(8) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、富士宮警察署会計課（電話番号 0544-23-0110 内線232）とする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) この入札は、長期継続契約である。
- (5) 契約後、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。